

久喜市民まつり出店者 各位

久市祭発第 43 号

平成30年7月吉日

第32回久喜市民まつりの会

大会会長 新井 勝行

実行委員長 砂川 隆秀

(公印省略)

出店担当整地係

TEL0480-24-2249

FAX0480-24-3349

<http://kuki.jpn.org/siminmaturi/>

## 第32回久喜市民まつり露店出店の募集について

平素、久喜市民まつりにつきまして、格別なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も久喜市の秋を彩る「久喜市民まつり」を開催いたします。

今年のテーマは、「夢いっぱい 笑顔あふれる 市民のまつり」です。合併した久喜市は地域も広がりましたので、お互いの歴史と文化を尊重して、より豊かな街づくりに貢献できるまつりを目指してまいります。

つきましては、下記のとおり露店出店を募集いたしますので、ご参加いただきたくご案内申し上げます。

新市誕生9年目を迎え、出店希望される方の増加が予想されます。出店希望多数の場合は、場所等の制約から出店の調整をさせていただきますのでご了承下さい。

尚、出店いただく方には、別紙ご案内させていただきました“市民まつりへのご協賛”をお願いいたしますので、例年同様にご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

【開催日】 平成30年10月21日（日）

【開催場所】 久喜駅前西口広場、久喜駅前東口広場、堤燈祭り通り、20m道路、中央公民館

【募集期間】 平成30年8月1日（水）～平成30年8月21日（火）

【同封物】 ①露店出店申込書

②久喜市民まつり出店規約

③久喜市民まつりへのご協賛のお願い

【申込み方法】 市民まつりの会まで郵送またはご持参ください。（FAXでの申込は不可です）

受付時間 10:00～16:00

（土、日、祭日休み、13日～15日はお盆休み）

住所 〒346-0003 久喜市久喜中央 4-7-20 久喜市民まつりの会事務局

TEL 0480-24-2249 FAX 0480-24-3349

【出店決定通知日】平成30年8月29日（水）書面にて発送ご通知いたします。

以 上

# 久喜市民まつり 出店規約

この規約は、久喜市民まつり実行委員会(以下「主催者」という。)が主催する市民まつりに出店するための必要な事項を定めるものとします。

## 1. 出店対象者及び要件について

主催者の主旨に賛同し協力いただける方に限ります。

### ◎ 出店対象者

次の6つのいずれかに該当する者

- (1) 久喜市内の商店街組織（商工会・商店会）に加盟する商店
- (2) 久喜市内に所在地がある、農産物等の生産者
- (3) 久喜市内に所在地がある団体
- (4) 官公省庁に属する団体
- (5) 出店者ならびに出店者が保持する会社の役員、従業員、その他雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体（反社会的勢力）の構成員、準構成員でないこと、またそれらの団体から資金供与を受けたり経営に関与していないこととします。
- (6) その他、主催者が特別に認めた者

### ◎ 出店を断る対象者

以下の者は出店を許可しない。

- ・暴力団または、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ・暴力団または暴力団員に資金を提供したり、便宜を供与するなど協力する者
- ・実行委員会、役員その他の関係者または、市民に対し、暴力的もしくは脅迫的言動または、不当要求を行う者

### ◎ 要件

- (1) 出店の申込代表者は、18歳以上に限ります。
- (2) 既定の出店申込書以外での申し込みは無効となります。
- (3) 開催中・開催後の商品の返品及び交換等に関しては、出店者の責任において行ってください。また5,000円以上の商品を販売する場合には、8日間以内の返品が可能であることが条件となります。後日の問い合わせなどに対応するため、販売者の連絡先などが記載された領収書やメモ等を必ず渡すようにして下さい。
- (4) 以下の項目については販売禁止とし、発覚した場合は退場処分となります
  - ・危険物・医薬品・たばこ・動物・金券類等
  - ・社会通念上不適当あるいは違法なもの（コピー商品、盗品、等）
  - ・金融関連商品や携帯電話、クレジット契約が必要なもの
  - ・極端に高額な商品と判断されるもの
  - ・上記以外に主催者が不適当と判断したもの
- (5) 酒類の販売について  
税務署から、酒類の製造、卸、小売りの免許を取っている方でまつり本部で許可した方のみ販売を認めます。
- (6) 飲食物の販売について  
本業として、実店舗で常時営業、農業を営んでいるなど以外の出店は、参加目的、団体目的に適している場合は参加することを許可するものといたします。

## 出店区画の決定について

1 区画は 5.4m×3.6m です。特別な場合を除き、1 団体の出店につき 1 区画までとします。区画外での販売やチラシ配布などはできません。

出店の位置は、出店内容、ジャンル、会場全般の構成などを考慮し、主催者が決定します。

出店の位置決定は、10 月初旬を予定しております。

出店の割り当てについて、苦情や出店取消等を申し出ることはできません。

## 3. 出店申込みから開催当日までの手順

出店希望者数の増加が見込まれますので、次の手順で行います。

(1) 出店申込み：申込書類一式 ①出店申込書

市民まっりの会まで申込み

(2) 出店決定通知：出店の可否を郵送で通知します。

出店規約、会場の制約などから出店を調整させて頂き、申込み締切りから約 10 日以内に出店の可否を郵送でお知らせします。

(3) 関係書類提出、費用納入：出店決定通知到着後、すみやかに費用納入と関係書類の提出をお願いします。(原則 7 日以内をお願いします)

関係書類：①道路使用許可申請書

②食品販売関連書類(仮設食品店開設届け、食品衛生検査報告書)

(4) 出店者全体会議：決定した出店者全員にお集まりいただき、全体会議にて詳細をご説明いたします。

(5) 市民まつり当日：出店規約、出店当日注意事項など遵守し、事故の無いようお願いいたします。

## 4. 出店に関わる費用

①道路使用許可申請印紙代 1 区画 2,500 円です。警察へ納めます。

②レンタル費用

出店者の借用する器材の費用(テント、机、椅子、発電機)

※一度納入いただいた出店に関する費用は、払い戻しはいたしません。

悪天候などによる緊急閉催や、規約違反などで退場になった場合でも同様です

## 5. 会場での諸注意

① 販売開始時間は 10:00 から 16:00 とします。

② 決められた区画寸法(5.4m×3.6m)を守り、区画範囲外へはみ出での陳列・販売・配布等をしないでください。

③ 会場内での火気の使用は原則禁止とします。但し、飲食物の調理販売に限り認めますが、必ず主催者に許可を得た上で指定した場所にて行って下さい。

発電機を含む火器を使用する場合は、消火器の設置が義務づけられています。

(ABC 消火器 10 号程度)

④ 会場内での施設や樹木、アーケード、電柱、標識等を利用したディスプレイ等は一切できません。万一損傷等をした場合には、現状復帰をしていただきます。

⑤ 盗難には、十分注意し、金品・貴重品の自己管理を徹底してください。主催者は盗難被害の責任を負いません。

⑥ 出店区画周辺の清掃を行い、ゴミは必ず持ち帰り、責任をもって処分してください。会場内及び周辺施設の公共ゴミ置き場などに捨てないようにしてください。

- ⑦ 出店許可の取り消しについて  
上記出店要約を守れなかった者。  
主催者の指示に従わない者

## 6. 会場内への車両の乗り入れ（搬入搬出等）について

- ・ 20m道路、提灯祭り通りの車両通行止めの時間帯は8:00～17:00
- ・ 出店者の車両による搬入時間は7:00～8:00
- ・ 搬出時間は16:00～17:00（久喜市民まつり発行の通行許可証所持者のみ）
- ・ 会場内を走行する際はハザードランプを点灯、速度10km以下で走行し、時間内に、車両による搬入搬出をお願いします。  
車両出店は、この時間内に会場内を移動して下さい。また、販売中はエンジンを停止して下さい。  
8:00～16:00まで車両の乗り入れおよび車両の移動を一切禁止です。

## 7. 悪天候時の開催の有無および対応について

大雨や強風等の悪天候の場合は開催を中止する事があります(順延はありません)。また、開催途中で悪天候となった場合は状況を見て、途中閉催とする場合があります。途中降雨時は一時的に近くの施設等に避難する事を認めますが、施設内等での商品の陳列および販売は原則禁止いたします。  
開催の有無については、当日の朝、6:00頃からホームページおよび朝の信号雷（花火）にて判断して下さい。当日6:00～7:00の間に事務局（0480-24-2249）へお問い合わせいただいても結構です。

## 8. 雨天時の出店について

雨天時もテント出店に関しては変更ありません。

## 9. その他の注意事項

- ・ 道路使用許可証または出店決定通知書は必ず所持し、主催者より確認を求められた時はすぐに提示して下さい。
- ・ 会場内は全面禁煙とします。特に出店区画内での喫煙は厳禁です。
- ・ 会場内での飲酒は一切禁止とします。特に出店区画内での飲酒は厳禁です。
- ・ 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、すべて当事者間で解決する事とし、主催者は一切の責任を負いません。
- ・ 本規約に定めのない事項が発生した場合は、主催者と出店者が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。
- ・ 各出店者の皆様は万が一に備え傷害保険等への加入をお勧めします
- ・ 主催者は所定の手続きを経て、本規約を随時変更する事ができるものとします。
- ・ 露店出店申請書兼許可書を露店の見やすい場所に掲示するかもしくは、いつでも提示できるようにして下さい。
- ・ 露店の撤去の求めに応じた事により、損害が生じても実行委員会は損害を負うことはない。

## 10. 個人情報の取り扱いについて

出店申込時の個人情報については、本イベントに使用する以外には利用または開示をいたしません。

以上

2018年7月24日改定

## 久喜市民まつり露店出店申込書記入方法について

この度は、第32回久喜市民まつり露店出店に申し込み戴き誠に有難うございます。

露店出店申込書記入について以下の点にご注意戴きご記入お願い致します。

- 1、 団体名称は、貴店の名称をご記入下さい。
- 2、 出店責任者名は、出店に関する総ての責任を担える方のお名前をご記入下さい。
- 3、 **住所は、貴店の書類送付先〒番号、住所担当部課、担当者名をご記入下さい。**
- 4、 **電話番号**は出店責任者の固定電話及び携帯番号をご記入下さい。
- 5、 チラシ掲載コメントは、15文字以内で必ず記入して下さい。  
(全戸配布用まつり案内チラシにコメントが掲載されます)
- 6、 販売する品目、単価、数量をご記入して下さい。
- 7、 **露店出店申込書兼許可証**は久喜警察に提出します、必要事項記入の上本人確認書類の写し(免許証等の写)を必ず貼付して下さい。  
露天営業従事者名簿はまつり当日参加する方全員のお名前、生年月日を記入下さい。  
(まつりの会より6名迄ネームプレートを配布致します)
- 8、 **レンタル器材申込書**にはご必要なレンタル器材の数量をご記入下さい。
- 9、 **道路使用許可申請印紙代**(道路使用に関する印紙代 2,500円)はまつりの会より久喜警察に納付致します。
- 10、 **道路使用に関する減免申請**は、久喜警察が官公庁、福祉団体等を認定した場合に許可され、一般の出店者は適用されません。
- 11、 **テントを持ち込む場合は必ずテント寸法、数量**をご記入下さい。
- 12、 **使用する火器器具、燃料の種類、容量、数量、消化器数**を必ずご記入下さい。まつりの開催前に記入内容を久喜消防署に提出し、それに基づきまつり当日朝久喜消防署の検査を受けます。
- 13、 **出店申込は、必ず郵送または、まつり事務局迄持参下さい。**(FAXでの提出は不可です)
- 14、 記入内容等についてご不明の点は、久喜市民まつり実行委員会整地担当迄お問い合わせ下さい。
- 15、 提出戴いた申込書を久喜市民まつり実行委員会にて検討の上、後日出店可否を郵送にてご連絡致します。
- 16、 **露店出店申込書の提出期限は平成30年8月21日(火)**です

# 第 32 回久喜市民まつり 露店出店申込書

提出月日 平成30年 月 日		受付番号	地割番号	配置場所	受付者					
団体名称				出店責任者						
書類送付先所	-			出店責任者電話番号	携帯番号					
住所				担当部課	担当者					
チラシ掲載コメント(15文字以内で必ず記入)										
販売品目	品名	単価	販売数	計	品名	単価	販売数	計		
代表販売品目名(8文字以内)				テント配置図に記載						
◎露店出店従事者のお名前を従事者名簿3に記入して提出して下さい。名前札(8名迄)を配布致します。										
レンタル器材申込書および出店費用確認書				持込テント	m × m	数量	張			
レンタル器材	器材名	レンタル単価	数量	計	使用器具・燃料の種類・に○印を容量数量を記入					
	テント(5.4m×3.6m)	16,000円			火器器具	○ガスコンロ○焼き台○フライヤー○ガスロースタ○石窯 ○レンジ○ホットプレート○発電機○電気ポット○炊飯器 ○トースター○保温ヒーター○餅つき機○冷凍庫				
	机	800円				その他の器具				
	椅子	300円				消化器数				
	発電機(2KW100V)	5,000円								
道路使用許可申請印紙代	2,500円			燃料	種類	プロパン	ガソリン	カセットガス	炭	薪
減免申請	合計	円	円		容量	L	L		kg	kg
					数量					
					数量					
有	無									

第32回久喜市民まつりの趣旨を尊重し、日頃の謝恩と住民サービスの精神で協力します。

出店に際し、出店規約、注意事項等を守り、実行委員会の指示に従い誠意を持って出店致します。

私は、出店に関する一切の責任を負い、市民まつりの会にご迷惑をかける事はございません。

露店出店申し込み書兼許可書、露店営業従事者名簿に記載されている出店責任者および露店営業従事者の個人情報を警察に提供することについて異存ありません。

平成30年 月 日

**第32回久喜市民まつりの会 実行委員長 砂川 隆秀 宛**

団体名	出店責任者	印
-----	-------	---

\* 提出は、いずれの書類も郵送またはまつりの会事務局まで持参でお願い致します。(Faxは不可です)

\*締切は 8月21日(火)です。(控えはコピーして保管して下さい) **会場整地担当 TEL 0480-24-2249**

入金確認	レンタル器材	月日	円	担当印	道路使用印紙代	月日	円	協賛金	月日	円	担当印
------	--------	----	---	-----	---------	----	---	-----	----	---	-----



## 第32回久喜市民まつり 露店営業従事者名簿

市民まつりの当日、露店営業従事者全員の氏名をご記入の上、提出して下さい。

提出戴いた方の名前札(8名まで)を市民まつりの会より配布致しますので、当日必ず着用下さい。

団体名 \_\_\_\_\_

	氏名	フリガナ	性別	生年月日	備考
1				昭平	
2				昭平	
3				昭平	
4				昭平	
5				昭平	
6				昭平	
7				昭平	
8				昭平	
9				昭平	
10				昭平	
11				昭平	
12				昭平	
13				昭平	
14				昭平	
15				昭平	
16				昭平	
17				昭平	
18				昭平	
19				昭平	
20				昭平	

注 この露店営業従事者名簿は久喜警察署へ提出いたします。

問い合わせ 久喜市民まつりの会会場整地担当 TEL 0480-24-2249  
(控えはコピーして保管して下さい)